

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第714号）

2024年4月8日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 税関総署、横琴広東マカオ深度合作区の監督管理と貨物輸入免税規則を公表

税関総署は2024年2月2日、横琴広東マカオ深度合作区の監督管理規則『横琴粵澳深度合作区に対する税関の監督管理弁法』（合作区監督管理弁法）、2月6日同合作区の貨物輸入免税規則『横琴粵澳深度合作区の輸入貨物免税に対する税関の管理弁法』（輸入貨物免税管理弁法）を公表しました。合作区監督管理弁法は合作区とマカオの間、合作区と本土の間、合作区内の監督管理方法を明確にしました。輸入貨物免税管理弁法は貨物免税輸入の適用対象や、免税貨物の取り扱いなどに関する規定を細かく決めました。合作区監督管理弁法と輸入貨物免税管理弁法は3月1日より実施します。合作区はマカオ特別行政区に隣接する広東省珠海市の横琴新区に位置し、「粵港澳大湾区」（広東・香港・マカオグレーターベイエリア）発展計画の一環として21年9月17日より発足しました。



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 税関総署、横琴広東マカオ深度合作区の監督管理と貨物輸入免税規則を公表

税関総署は2024年2月2日、横琴広東マカオ深度合作区(以下、合作区)の監督管理規則『横琴粵澳深度合作区に対する税関の監督管理弁法』<sup>1</sup>(以下、合作区監督管理弁法)、2月6日合作区の貨物輸入免税規則『横琴粵澳深度合作区の輸入貨物免税に対する税関の管理弁法』<sup>2</sup>(以下、輸入貨物免税管理弁法)を公表しました。合作区はマカオ特別行政区(以下、マカオ)に隣接する広東省珠海市の横琴新区に位置し、「粵港澳大湾区」(広東・香港・マカオグレーターベイエリア)発展計画の一環として21年9月17日より発足しました。党中央及び国務院は21年9月5日に『横琴粵澳深度合作区建設総体方案』(以下、全体方案)を公表し、合作区に地域特化の経済・産業政策の実行権限を与え、マカオとの融合促進を図ります。

珠海市最大の島である横琴は、09年に横琴新区が設けられ、15年に同新区が自由貿易試験区となりました。合作区とマカオの間に境界線(一線)、合作区と本土他地域の間に境界線(二線)を設定して分別した管理を実施します。全体方案は「貨物の通関業務について、一線は基本的に開放、二線は厳格に管理」という方針を示しました。このような閉鎖式管理(中国語:「封閉」)は24年3月1日より正式にスタートします。合作区監督管理弁法と輸入貨物免税管理弁法などの関連規則も3月1日より実施します。合作区監督管理弁法は全体方案の方針に基づき、合作区とマカオの間、合作区と本土の間、合作区内の監督管理方法を明確にしました。

また、財政部は24年1月4日、税関総署、税務総局と連名で、『横琴粵澳深度合作区の貨物輸出入税収政策に関する通知』<sup>3</sup>(以下、通達)を公表し、合作区に登録した企業などが輸入した自家用の機器、設備(飛行機、自動車、船舶及びクルーザーなどの輸送機器を含まず)、金型及びこれらの製品の保守に使用する部品、インフラ資材(室内装飾、内装資材を含まず)に対し、輸入関税、輸入関連増徴税と消費税を免除することを明記しました。輸入貨物免税管理弁法は全体方案と通達などを着実に実行するため、貨物免税輸入の適用対象や、免税貨物の取り扱いなどに関する規定を細かく決めました。

合作区監督管理弁法と輸入貨物免税管理弁法の主な内容については、図表1と図表2をご参照ください。

【図表1】 合作区監督管理弁法の主な内容

項目	主な内容	条目
①弁法の適用対象	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 合作区とマカオの間に入り出す交通手段、輸送機器、人員、貨物、物品。</li><li>➢ 合作区と本土の間に入り出す免税、保税貨物。</li><li>➢ 本土から合作区に搬入して輸出を申告する貨物。</li><li>➢ 合作区の対外開放港<sup>4</sup>から免税で入区してから本土に搬入した物品。</li><li>➢ 合作区内で税関手続きを完了していない貨物。</li></ul>	第2条
②合作区とマカオ間の監督管理	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 合作区の対外開放港から搬出入された免税、保税貨物に対する申告手続きを簡素化する。合作内の企業、機関は規定に基づき届け出リストで申告を実施する。届け出リストの記載方法は別途規定する。届け出リストは輸出入通関申告書と同様な法的効力を有する。</li></ul>	第9条
	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 合作区の対外開放港経由の個人物、郵便物の出入区については、自家用、合理的な数量に限定され、関連規定を満たさなければならない。法令規則が免税しないと明記した場合を除き、税関は免税で通関させる。</li></ul>	第12条

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/5611270/index.html>

<sup>2</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/5678489/index.html>

<sup>3</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

[http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202401/t20240104\\_3925050.htm](http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202401/t20240104_3925050.htm)

<sup>4</sup> 輸出入貨物の船積み・陸揚げ作業、旅客の出入港が可能な国際港。

【図表 1】 合作区監督管理弁法の主な内容（続き）

項目	主な内容	条目
③合作区と本土間の監督管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 合作区と本土の間に搬出入された貨物、物品などに対し、税関は検査検査を実施しない。しかし、検査を経ていない輸入保税貨物などに対し、税関は法に基づき検査を実施する。</li> </ul>	第 13 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 本土から合作区に搬入して輸出を申告する貨物に対し、税関は法に基づき輸出関税を課する。輸出関連税金の還付については、国の関連規定に基づき実施する。</li> </ul>	第 16 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 合作区内の企業が輸入原材料の加工で付加価値が 3 割以上に達した製品を本土に出荷する場合は、輸入関税を免除し、規定に基づき輸入関連増値税と消費税を課する。具体的な実施方法は別途規定する。</li> </ul>	第 18 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 合作区の対外開放港から免税で入区してから本土に持ち込んだ個人物、郵送した郵便物は、自家用、合理的な数量に限定され、関係規定に基づき課税・免税を実施する。</li> </ul>	第 20 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 合作区と本土の間に搬出入された国内流通貨物、物品（輸入関連税金納付済みの貨物などを含む）に対し、税関は監督管理を実施しない。</li> </ul>	第 21 条
④合作区内の監督管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 合作区内の企業は保税貨物を取り扱う場合、税関電子帳簿を作成しなければならない。</li> </ul>	第 22 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 合作区内の企業は加工、倉庫、研究開発、メンテナンス、展示取引、ファイナンスリース、越境 EC などの業務を保税で展開することが可能である。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 本土から合作区に搬入して輸出を申告する貨物について、税関は合作区の対外開放港から輸出入された免税、保税貨物と同様に管理を実施する。</li> <li>▶ 合作区以外の対外開放港から保税で輸出入された海外貨物について、税関は合作区の対外開放港から輸出入された保税貨物と同様に管理を実施する。</li> </ul>	第 24 条

（合作区監督管理弁法に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 2】 輸入貨物免税管理弁法の主な内容

項目	主な内容	条目
①免税政策の適用対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 免税政策に適用する輸入者（以下、免税輸入者）は、合作区に登録した企業法人と団体、合作区内の行政機関、法定機関、事業団体を指す。免税輸入者のリストについては合作区執行委員会が拱北税関などの関係部門と共同で策定し、機動的に調整する。</li> <li>▶ 免税輸入者が輸入した自家用、業務上必須の機器、設備（飛行機、自動車、船舶及びクルーザーなどの輸送機器を含まず）、金型及びこれらの製品の保守に使用する部品が免税政策に適用する。通達の付属資料にあった「免税しない製品リスト」に列挙されたものが含まれない。自家用インフラ資材には、室内装飾、内装資材を含まない。</li> <li>▶ 通達の第 5 条に挙げられた 4 種類の貨物<sup>5</sup>は、輸入免税政策に適用しない。</li> </ul>	第 3、4 条
②システム登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 免税輸入者が免税貨物の輸入を初めて申告する前、「横琴粵澳深度合作区スマート税関公共サービスプラットフォーム」（以下、サービスプラットフォーム）に免税輸入者の統一社会信用コード、事業内容などの情報を登記しなければならない。</li> </ul>	第 6 条
③免税貨物台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 免税輸入者は免税貨物の輸入を申告する前、サービスプラットフォームを通じて税関に機器・設備、インフラ資材の名称、製品番号、規格型番、価格、原産地と輸入数量などの製品情報及び説明資料の届け出を行い、免税貨物台帳を作成しなければならない。インフラ資材の場合は、上述の製品情報及び説明資料に加え、合作区執行委員会が当該インフラプロジェクトを承認した時に発行した建築工事施工許可証もしくはその他の証明資料を提出しなければならない。</li> <li>▶ 免税輸入者が輸入を申告する免税貨物は、台帳に届け出された製品の範囲及び数量を超えてはならない。</li> </ul>	第 7 条

<sup>5</sup> ①関税割当を受けた輸入貨物、②貿易救済措置を受けた輸入貨物、③関税譲許の停止、追加関税措置を受けた輸入貨物、④報復関税の発動による追加関税措置を受けた輸入貨物（第 1 弾と第 2 弾の対米追加関税の免除を受けた製品を除く）を指す。

**【図表 2】 輸入貨物免税管理弁法の主な内容（続き）**

項目	主な内容	条目
④照合リストと届け出リストの記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 免税貨物の輸入を申告する前、免税輸入者はサービスプラットフォームを通じて免税貨物照合リスト（免税貨物台帳の変動を記録するもの。以下、照合リスト）を記載し、そのリストを税関の情報管理システムに発送しなければならない。照合リストに記載された免税輸入者と輸入製品などの内容が届け出された情報と一致すれば、税関は確認をする。</li> </ul>	第 8 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 免税貨物を輸入する際、免税輸入者は輸入貨物の届け出リストを使用して輸入を申告する。税関欄に「横琴税関」、業務タイプ欄に「合作区自家用設備」或いは「合作区インフラ資材」、使用者欄に「免税輸入者の名称」を記載する。輸入貨物の届け出リストのその他の項目に記載された内容は、税関により確認された照合リストの関連項目の内容と一致しなければならない。</li> </ul>	第 9 条
⑤税関の監督管理期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 税関総署に別途規定がある場合を除き、合作区とマカオの対外開放港から輸入された免税貨物の税関監督管理期間は 3 年とし、貨物の輸入通関日から起算する。税関監督管理期間が満了した後、免税貨物として継続管理を実施しない。</li> </ul>	第 10 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 税関の監督管理期間内に、免税輸入者は監督管理の事前解除を申請した場合、関連規定に基づき税金を追納しなければならない。</li> </ul>	第 11 条
⑥輸入貨物の使用状況報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 税関の監督管理期間内に、免税輸入者は毎月第 5 営業日までに照合リストを記入する方式で、税関に前月の免税輸入インフラ資材（再利用可能なものを除く）の使用状況を報告しなければならない。</li> <li>➢ 税関の監督管理期間内に、報告した使用済みのインフラ資材は、税関の審査承認を経て、免税貨物として継続管理を実施せず、税金を追納する必要がない。</li> </ul>	第 12 条
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 税関の監督管理期間内に、免税輸入者は毎年 6 月 30 日までに、サービスプラットフォームを通じて税関に前年度の免税貨物使用状況の報告書を提出しなければならない。</li> </ul>	第 13 条
⑦免税貨物の区内譲渡	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 税関監督管理期間内に、免税輸入者が免税貨物を区内で譲渡する場合、以下の規定に基づき実施する。                      (一) 免税貨物を区内のその他の免税輸入者に譲渡する場合、譲受側と譲渡側が別々に照合リストを記入し、残りの監督管理年間に当該免税貨物に対して継続管理を実施し、税金を追納する必要がない。                      (二) 免税貨物を区内の免税輸入者以外のものに譲渡する場合、免税貨物を譲渡する免税輸入者が照合リストを記入し、関連規定に基づき税金を追納する。税金追納後は免税貨物として継続管理を実施しない。</li> </ul>	第 14 条
⑧免税貨物の個人への販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 免税輸入者は税関の監督管理期間内の免税貨物を個人に販売する場合、貨物輸入の関連規定に基づき税関手続きを実施した上で、輸入関税や輸入関連増値税と消費税を納付する。税金納付後は免税貨物として継続管理を実施しない。</li> </ul>	第 15 条
⑨免税貨物の抵当	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 税関の監督管理期間内に、免税輸入者は免税貨物を担保に中国本土の銀行、ノンバンクからローンを組む場合、事前にサービスプラットフォームを通じて税関に対し申請を提出し、税関が認めた税金の担保を提供しなければならない。税関の審査承認を経てから、規定に基づきローンを組むことが可能である。</li> <li>➢ 免税輸入者は免税貨物を担保に銀行、ノンバンク以外の個人、法人もしくは非法人組織からローンを取得してはならない。</li> </ul>	第 16 条
⑩免税貨物の転用	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 税関の監督管理期間内に、免税輸入者は免税貨物を転用する場合、事前に税関に対し申請を提出しなければならない。税関の審査承認を経てから、税関が認めた対象、用途に基づき転用することが可能である。</li> <li>➢ 税関総署が別途に規定する場合を除き、上記の規定に基づき免税貨物を転用する場合、免税輸入者は事前に転用時間に応じ、相応の税金を追納しなければならない。転用時間が確定できない場合、税金の担保を提供しなければならない。税金の担保金額は免税貨物の残存監督管理期間に追納する可能性のある最大の税額を超えてはならない。</li> </ul>	第 17 条



【図表 2】 輸入貨物免税管理弁法の主な内容（続き）

項目	主な内容	条目
⑪免税貨物の輸出	<p>➢ 税関の監督管理期間内に、免税輸入者は免税貨物を海外に返品または輸出する必要がある場合、サービスプラットフォームを通じて照合リストを記入し、税関の審査承認を経てから、返品または輸出手続きを実施しなければならない。</p> <p>免税貨物は返品または輸出日から、税関の監督管理を解除する。税関は関連税金の追納を求めない。</p>	第 18 条
⑫免税貨物の区外搬出	<p>➢ 税関の監督管理期間内に、免税貨物を合作区から本土他地域（以下、区外）に搬出する場合、貨物輸入の関連規定に基づき輸入手続を実施する。</p> <p>（一）免税貨物を当該貨物の免税輸入優遇策に適用する区外の輸入者に販売する場合、区内の免税輸入者は照合リストを記入し、区外の輸入者は「輸出入貨物減免税管理弁法」<sup>6</sup>（20 年 12 月 11 日公表、21 年 3 月 1 日より実施）の関連規定を参照し、減免税の審査承認及び輸入申告手続を実施する。</p> <p>（二）免税貨物を免税輸入優遇策に適用しない区外の輸入者に販売する場合、本弁法第 11 条の監督管理事前解除の関連規定に基づき、相応の税金を追納する。税金追納後は免税貨物として継続管理を実施しない。</p> <p>（三）監督管理期間が満了になる、または合作区内で既に関税、輸入関連増値税と消費税を納付した免税貨物を、合作区から区外に搬出する場合は、輸入関連税金を課さない。</p>	第 19 条
⑬その他	<p>➢ 特別な状況を除き、免税輸入者が免税貨物の抵当権設定、転用、返品・輸出などの手続を実施する場合、主管税関は申請の受理日から 10 執務日以内に承認するか否かの判断を下す。</p>	第 21 条
	<p>➢ 区外から合作区に搬入して輸出を申告する貨物は、本弁法第 3 条（免税対象）と第 4 条（自家用、業務上必須）などの規定に適合する場合、区内の免税輸入者はサービスプラットフォームを通じて照合リストを記入し、区外の輸出者は輸出申告書を記入する。関連貨物が入区した後は本弁法を参照して免税管理を実施する。</p>	第 23 条

（輸入貨物免税管理弁法に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

<p>Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.</p> <p>1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。</p> <p>2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。</p> <p>3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。</p> <p>4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。</p>
---

<sup>6</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.customs.gov.cn//customs/302249/302266/302267/3476581/index.html>